

- ### (1) 乗合バスの車内事故

この事故により、当該乗客が重傷を負った。

9月5日（木）午前8時41分頃、東京都台東区のバス停において停車中、当該バス停において乗車しようとしていた最後の乗客に気付かず前扉を閉めたため、扉と接触した当該乗客が車外に転倒した。

当該運転者は車両前方から遅れて乗車してきた乗客 1 名に注視していたため、車両後方から近づいてきた最後の乗客に気付かずに前扉を閉めてしまったとのこと。

９月４日（水）午前０時１０分頃、北海道旭川市の市道交差点において、一時停止標識に従わずに交差点に進入してきた軽乗用車が空車運行中の法人タクシーと衝突し、当該法人タクシーが横転した。

上記1件の死傷者数計：死亡0名、重傷2名、軽傷1名（速報値）

(1) 事故防止対策支援推進事業に係る補助金の申請を受付中

(配信日：R6.8.30)

（２）運行管理の高度化に対する支援

(3) 過労運転防止のための先進的な取組に対する支援

(4) 社内安全教育の実施に対する支援

2. 補助事業の内容

TOPPAN（株）申請ポータルサイト並びに国土交通省のホームページをご覧ください。

○TOPPAN（株）申請ポータルサイト

<http://hogo-zoushin.jp>

○国土交通省ホームページ

先進安全自動車（ＡＳＶ）の導入に対する支援

http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/esc_06.html

運行管理の高度化・過労運転防止・社内安全教育に対する支援

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/jikoboushi.html>

3. 補助事業の交付申請受付場所・受付期間

○申請受付場所：TOPPAN（株）申請ポータルサイト

○申請受付期間：上記申請ポータルサイトをご確認ください。

4. 留意点

○今年度の申請受付窓口は「TOPPAN（株）」となりました。

運輸支局等では受け付けられませんのでご注意ください。

○申請受付期間中に申請総額が予算額に達する場合は、申請受付期間であっても申請受付を終了致しますのでご注意下さい。

(2) タクシーの安全運行の徹底について

8月22日付けで、安全政策課長より通達を発出しました。

(配信日：R6.8.23)

本年に入り、横断中の歩行者や路上横臥者と衝突する死亡事故が立て続けに発生しています。

令和5年にタクシー事業者が引き起こした交通事故は、令和4年に比べ約500件増加し、令和5年の死亡事故は令和4年に比べ1.6倍増となったところです。

令和6年にタクシー事業者が引き起こした死亡事故は、自動車事故報告規則に基づく報告によると令和6年7月末時点の速報値で33件（内、横断中のひととの事故が14件、路上横臥中のひととの事故が6件）あり、死亡事故の6割が21時から6時の間に発生しています。

「事業用自動車総合安全プラン2025」において、タクシーについては令和7年度までに死者数25人以下とした目標を既に超えており、非常に憂慮す

べき事態となっております。

改めて、歩行者等を早めに発見するため、夜間は昼間よりも速度を落として走行するとともに前照灯の上向き・下向きの切り替えをこまめに行うこと、見通しの悪い交差点では徐行や停止すること等、対歩行者の事故防止について会員事業者に周知徹底し、輸送の安全確保に努めて頂くようよろしくお願い致します。

(3) 交差点左折時は、横断歩道手前で一時停止と安全確認

～事業用自動車事故調査委員会の調査報告書を公表します～

(配信日：R6. 6. 28)

○ 特別重要調査対象事故

・大型トラクタ・コンテナセミトレーラの衝突事故

(令和3年12月16日発生 徳島県小松島市)

※報告書は、以下の国土交通省ホームページをご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000647.html

※過去の報告書は、以下の国土交通省ホームページをご覧ください。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/jikochousa/report1.html>

(4) 貸切バスにおける実技指導の具体例の解説動画を作成しました。

(配信日：R6. 4. 5)

国土交通省では、貸切バスの安全性向上のための取組の一環として、貸切バスにおける実技指導の具体例を解説する動画を作成いたしました。

本動画では、長い下り坂のある道路、高速道路、隘路、市街地など、それぞれの場所の特性に応じた運転の指導方法を解説しておりますので、ぜひご活用いただければ幸いです。

(国土交通省 YouTube チャンネル)

<https://www.youtube.com/watch?v=4uVEFeARSBA>

また、貸切バスの安全性向上のための取組については、以下の国土交通省 Web ページでもご案内しておりますので、こちらもぜひご覧ください。

(国土交通省 Web ページ)

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000152.html

(5) 車内事故防止啓発動画を公開

(配信日 : R6. 3. 15)

乗合バスにおける事故のうち、約 3 割は車内事故によるものとされております。

国土交通省では、事業用自動車総合安全プラン 2025 において、令和 7 年に車内事故を 85 件以下とする目標を掲げておりますが、乗客、一般ドライバー、バス運転者といった方々に対する適切な行動の啓発のために、バス車内事故の危険性を分かりやすく紹介する動画を作成いたしましたので、以下のリンクからぜひご覧ください。

(国交省 HP リンク)

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000161.html

(6) プロドライバーの飲酒運転防止、健康管理・労務管理の向上による事故防止セミナーの資料を公開

(配信日 : R6. 3. 1)

国土交通省では、運送事業者等の今後の事故防止対策の参考となるよう「プロドライバーの健康管理・労務管理の向上による事故防止に関するセミナー」を開催してきました。

本年度につきましては、健康起因事故防止のための取組や過労運転防止のための取組に加えて、未だ発生する飲酒運転事故対策についても、有識者、関係企業及び国土交通省より紹介を行いました。

2 月 1 7 日に開催しました本セミナーの資料を公開しておりますので、次の URL よりぜひご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/health/r5_seminar.html

(7) 貸切バスの安全性向上のための制度改正の解説動画を作成しました。

(配信日 : R6. 1. 26)

国土交通省では、令和 4 年 1 0 月に静岡県で発生した貸切バスの横転事故（死傷者計 2 9 名）を踏まえ、二度と同様の悲惨な事故を発生させないよう対策を検討し、令和 5 年 1 0 月、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 3 1 年運輸省令第 4 4 号）の改正等を行いました。

これに伴い、貸切バス事業者の方々において必要となる対応について、概要をまとめたパンフレットのほか、解説動画を作成いたしましたので、ぜひご覧いただければ幸いです。

○解説動画

以下の URL からご覧ください（国土交通省 YouTube チャンネルへ遷移します）

<https://www.youtube.com/watch?v=GHzqd6U4xGE>

○パンフレット

以下の国土交通省 Web ページの「パンフレット（貸切バス事業者のみなさまへ）」をご覧ください

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000152.html

【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行 国土交通省物流・自動車局安全政策課

* このメルマガについてのご意見は、

< hgt-majmagazineotoiawase@gxb.mlit.go.jp >までお寄せください。

よくある質問（配信登録の解除方法等）

(<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html>)

* ご登録されたメールアドレスの変更は、配信登録を解除していただき、新たに配信登録をお願いします。

配信登録を解除する場合は、以下のアドレスで登録解除することができます。

(<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/stop.html>)

【参考】

* 物流・自動車局ホームページ

(<https://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html>)

* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

- ・ ホームページ受付

(<https://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rci/hotline.html>)

・フリーダイヤル 0120-744-960（年中無休・24 時間）

(オペレータ受付時間 平日 9:30~12:00 13:00~17:30)

* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

